(6)
地域経済牽引事業用情報処理施設に対する工業用水の供給に関する事項
地域経済牽引事業用情報処理施設に対する工業用水の供給を行う場合にあっては、工業用水の供給による地域経済牽引事業用情報処理施設の設置の促進に当たって、次の事項について定めるものとする。
①　促進区域における、地域経済牽引事業用情報処理施設に安定的に工業用水の供給を行うことができる工業用水道事業の実施の状況及び今後の実施の見通し
②　情報処理施設の今後の立地見通し及び立地の目標
③　①及び②を踏まえた、工業用水の供給による地域経済牽引事業用情報処理施設に係る地域経済牽引事業の促進の見通し
(7)
その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項
①・②　（略）
③　地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靭化の支援
少子高齢化を背景に労働力需給が逼迫する中、特に高い付加価値を創出する地域経済牽引事業の促進に資する産業を重要産業として特定し、当該重要産業の安定的かつ継続的な発展を実現すべく、サプライチェーンを構築・強靭化する必要性が高まっている。このため、地方公共団体は、地域経済分析システム等も活用しながら、地域における重要産業を特定した上で、当該重要産業の振興に関する産業戦略を策定するとともに、国の施策とも連携しつつ、サプライチェーンの構築・強靭化を念頭に当該重要産業の振興に資する重点的な支援を講ずることが重要である。特に、地域未来戦略に基づく地域産業クラスター計画と基本計画を一体として、地域経済牽引事業の促進を行うことが重要である。また、国際情勢の複雑化等により、経済安全保障等の観点から、国の施策においても、国家として守るべき重要物資や重要技術に係る産業のサプライチェーンを構築・強靭化する必要性が高まっていることを踏まえ、地域における重要産業が当該産業と関係する場合には、産業戦略策定等において関連する国の方針とも調和するよう努めることが望ましい。
④～⑥　（略）
⑦　道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援
物流コストの低減や人の移動の円滑化は、事業者の事業活動の効率化、関係事業者や研究機関等との有機的な連携等の観点から重要であり、地方公共団体は、地域経済牽引事業の促進に当たって、広域的な視点も踏まえ、国との適切な役割分担の下、道路、港湾、空港等社会資本に関する整備計画との連携を図りつつ、戦略的に取組を進めることが重要である。
また、国の施策と連携しながら、工場跡地を含む工場適地に関する情報を体系化し、事業者に適切に開示するとともに、地域経済牽引事業の用に供する施設の整備についての配慮規定等も活用しつつ、事業者のニーズを踏まえた産業用地の確保を図ることが重要である。なお、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号。以下「農村産業法」という。）に基づく産業の導入の促進等を行う取組が地域経済牽引事業に該当する場合には、農村産業法に基づく実施計画を策定した上で、農村産業法の税制又は融資等の活用を図ることが有効である。そのほか、産業用地の確保の迅速化に向けては、長期相続登記等未了土地解消事業の積極的な活用に加え、条例に基づく環境アセスメントや、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に基づく埋蔵文化財の保護等、産業用地の整備に当たり必要となる各種対応について、関係行政機関から発出されている通知や他の自治体の取組を参考にした見直しや運用の円滑化を進めることも有効である。

（新設）

(3)
その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項
①・②　（略）
③　地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靭化の支援
少子高齢化を背景に労働力需給が逼迫する中、特に高い付加価値を創出する地域経済牽引事業の促進に資する産業を重要産業として特定し、当該重要産業の安定的かつ継続的な発展を実現すべく、サプライチェーンを構築・強靭化する必要性が高まっている。このため、地方公共団体は、地域経済分析システム等も活用しながら、地域における重要産業を特定した上で、当該重要産業の振興に関する産業戦略を策定するとともに、国の施策とも連携しつつ、サプライチェーンの構築・強靭化を念頭に当該重要産業の振興に資する重点的な支援を講ずることが重要である。また、国際情勢の複雑化等により、経済安全保障等の観点から、国の施策においても、国家として守るべき重要物資や重要技術に係る産業のサプライチェーンを構築・強靭化する必要性が高まっていることを踏まえ、地域における重要産業が当該産業と関係する場合には、産業戦略策定等において関連する国の方針とも調和するよう努めることが望ましい。
④～⑥　（略）
⑦　道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援
物流コストの低減や人の移動の円滑化は、事業者の事業活動の効率化、関係事業者や研究機関等との有機的な連携等の観点から重要であり、地方公共団体は、地域経済牽引事業の促進に当たって、広域的な視点も踏まえ、国との適切な役割分担の下、道路、港湾、空港等社会資本に関する整備計画との連携を図りつつ、戦略的に取組を進めることが重要である。
また、国の施策と連携しながら、工場跡地を含む工場適地に関する情報を体系化し、事業者に適切に開示するとともに、地域経済牽引事業の用に供する施設の整備についての配慮規定等も活用しつつ、事業者のニーズを踏まえた産業用地の確保を図ることが重要である。なお、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号。以下「農村産業法」という。）に基づく産業の導入の促進等を行う取組が地域経済牽引事業に該当する場合には、農村産業法に基づく実施計画を策定した上で、農村産業法の税制又は融資等の活用を図ることが有効である。